

## 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部改正について

令和元年11月26日

こども部保育整備課

### 1 改正の趣旨

「建築基準法の一部を改正する法律」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）」を踏まえ、国の基準（「幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という。）」）が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

### 2 類型

類型	主な特徴	本市施設数 (H31.4現在)
幼保連携型認定こども園	学校かつ児童福祉施設(単一の施設) ※全員保育教諭(経過措置有り)	11 (分園含む)

### 3 改正内容

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項の規定により，改正条項は従うべき基準とされていることから，次の事項について，国基準に従い別紙のとおり改正します。

#### (1) 幼保連携型認定こども園の設備基準に係る現行規制の維持

※本市における該当施設なし。

#### (2) 幼保連携型認定こども園の副園長又は教頭の資格に係る要件緩和

### 4 施行期日

令和2年4月1日

### 5 今後のスケジュール

令和2年2月 令和2年第1回定例会に議案提出

(別紙) 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部改正に係る国基準(省令)の改正内容

国基準(省令)				対象	柏市対応(案)
条項	区分	項目	内容		
第13条 第1項	従うべき基準	3階以上に保育室等を設ける場合の基準	建築基準法の改正により、3階で延べ床面積が200㎡未満のものは耐火建築物とする対象から除かれることとなったが、幼保連携型認定こども園については、改正前と同等の耐火性能を担保することとした。	幼保連携型認定こども園	(第14条) 国基準どおり改正
附則 第3条	従うべき基準	副園長又は教頭の資格要件に係る特例の延長	省令の施行日から5年を経過する日までの間、副園長又は教頭の資格要件について、幼稚園教諭免許状または保育士登録のいずれか一方で良いとする特例措置を5年間延長することとした。	幼保連携型認定こども園	(附則第3条) 国基準どおり改正